

牧土委第 13 号
令和 4 年 8 月 25 日

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部
本部長 疋田 貞明 様

牧之原市長 杉本 基久雄



牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱の改正について（通知）

日ごろ、都市計画行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、山林の斜面等で太陽光発電施設等を設置する事案が増えてきているなか、昨年 7 月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害を受け、このような事案に対する市民の意識に変化が生じてきておりますが、現在の土地利用指導要綱では、安全な設置指導をするのが難しい状況であります。

こうしたことから、今回、土砂等の崩壊による災害から市民の身体、生命及び財産を守るため、牧之原市土地利用事業の適正化に関する指導要綱を改正し、太陽光発電事業や風力発電事業に個別基準を設けることとしました。

つきましては、各団体会員の皆様へ周知いただきますようお願い申し上げます。

今後とも本市の土地利用の適正化にご理解ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1 主な改正点

(1) 牧之原市土地利用指導要綱第 11 条第 2 項の一部改正

⇒同意書を求める事業に「太陽光発電事業、風力発電事業」を追加

(2) 別表第 2 個別基準に「太陽光発電施設・風力発電施設」を追加

個別基準の主な内容として

(ア) 接道要件を追加

(イ) 施行区域内に含めない区域を追加

(ウ) 現況地盤のこう配が 30 度以上である施行区域内の土地の区画形質の変更を行わないこと等を追加 等

2 施行日

令和 4 年 10 月 1 日

※市ホームページに関連資料を掲載します。

事務局 牧之原市 建設部 都市住宅課

電話 0548-53-2633

FAX 0548-52-3772

メール toshikeikaku@city.makinohara.shizuoka.jp